

3 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

①事業概要

《事業内容》子どもまたはその保護者の身近な場所で、就学前の教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

②施策展開の方向性（確保方策）

本市では、市ウェブサイト、子育てアプリ、市独自の子育て情報のパンフレット、子育てマップ等の媒体を通じて、また、幼稚園や保育施設、子育て支援センター、つどいの広場、保健センター、福祉事務所等で、子育て世帯の必要とする情報を提供してきました。引き続き、相談窓口や利用できる施設、各種事業について市民にわかりやすく広報し、丁寧な情報提供を行います。

また、保護者等のニーズを把握し、当事者の目線に立って、最適な子育て支援に係る施設や事業等を提案して円滑な利用の手助けをする役割を担う、コーディネートが必要であるとの考えから、専門の支援員（子育てサポーター）を配置しています。

今後は、本格的に開始されるこども家庭センターを見据えて、各種サービスに関する相談・助言等、また、利用者支援事業や各種関係機関との連絡調整等をさらに強化し、相談支援を充実させます。令和6年度から利用者支援事業において、こども家庭センター型が新たに創設されていますが、こども家庭センターの設置とあわせて今後需給量の検討をおこないます。

■利用者支援事業の需要量と供給量

<基本型>

単位:箇所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量 [a]	4	4	4	4	4
供給量 [b]	4	4	4	4	4

<特定型>

単位:箇所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量 [a]	4	4	4	4	4
供給量 [b]	4	4	4	4	4

<こども家庭センター型>

単位:箇所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量 [a]	3	3	3	3	3
供給量 [b]	3	3	3	3	3

※母子保健型がこども家庭センター型へ統合されたため、母子保健型の需要量と供給量を記載しています。

（２）時間外保育事業（延長保育事業）

①事業概要

《事業内容》保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育所、認定こども園等で保育を実施する事業です。11 時間の開所時間を超えて保育を実施しています。

《実施場所》各認定こども園、保育所（園）

②施策展開の方向性（確保方策）

本市ではほとんどの保育所（園）等で延長保育を実施し、その受け入れ施設の拡充に努めてきました。現在ニーズに対する供給量は満たしており、引き続き利用を希望する方が支援を受けられるよう、体制の充実を図ります。

■時間外保育事業(延長保育事業)の需要量と供給量

単位:人

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量[a]	2,275	2,228	2,199	2,162	2,126
供給量[b]	2,275	2,228	2,199	2,162	2,126
過不足 [c]=[b]-[a]	0	0	0	0	0

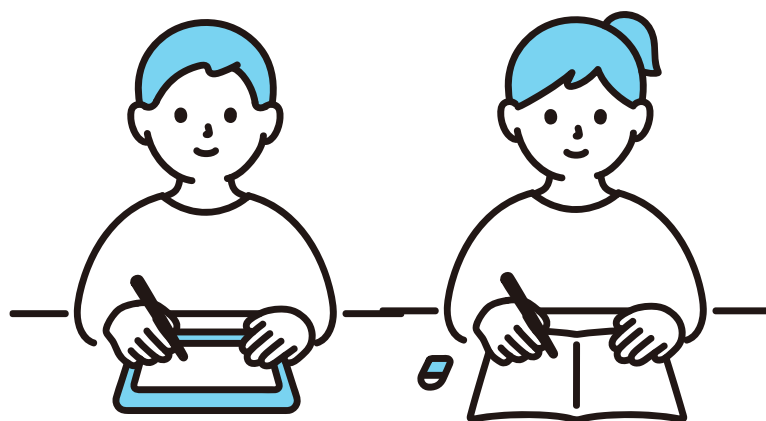
（３）留守家庭児童育成事業（放課後児童健全育成事業）

①事業概要

《対象》小学生（1～6年生）

《事業内容》労働等により昼間家庭にいない保護者を持つ児童を預かり、放課後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。

《実施場所》市立小学校敷地内



②施策展開の方向性（確保方策）

留守家庭児童クラブ（以下、「クラブ」という。）においては、小学 1 年生から 6 年生までの入会を希望する児童が利用できるよう専用教室確保のためプレハブの設置や教室改修に取り組んできました。

留守家庭児童育成事業の需要量と供給量については、共働き世帯の増加、女性の就業率上昇といった社会的背景から多くの学校で待機児童が発生している現状ですが、入会審査の基準としてニーズが高い低学年児童ほど高い指数を設定するなどにより、「小 1 の壁」の解消に取り組んでいるところです。

令和 7 年度以降は年度当初からの待機児童縮減に向け入会受付時期を変更し早期に正確な入会児童数の把握に努め、日中は授業、放課後はクラブとして利用する「一時利用」による定員増に取り組むとともに、引き続き需要増が見込まれる場合は学校をはじめとした関係部局と検討を重ね、専用教室への改修に取り組みます。

また、長期休業中等の開所時間を早くしてほしいというニーズが高いことから、開所時間前倒しに向け検討を進めていきます。

●需要量算出方法の概要

留守家庭児童育成事業の需要量と供給量及び小学校区別の需要量の算出については、アンケート結果に基づき行っていますが、実際の入会実績（P28「留守家庭児童育成事業の実施状況」）より多い結果となっています。

供給量（定員）はクラブ専用教室の定員を記載しています。待機児童対策として実施する学校の余裕教室の利用によって増加する定員は、年度ごとに異なるため含んでいません。

■留守家庭児童育成事業の需要量と供給量

単位:人

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量	1 年生	1,483	1,374	1,198	1,228	1,276
	2 年生	1,260	1,302	1,206	1,052	1,078
	3 年生	924	940	971	900	785
	低学年	3,667	3,616	3,375	3,180	3,139
	4 年生	511	517	526	543	503
	5 年生	211	199	201	204	211
	6 年生	89	84	79	80	81
	高学年	811	800	806	827	795
需要量 計 [a]		4,478	4,416	4,181	4,007	3,934
供給量（定員） [b]		4,389	4,389	4,389	4,389	4,389
過不足 [c] = [b] - [a]		▲ 89	▲ 27	208	382	455

③小学校区別の需要量と供給量

■小学校区別の需要量と供給量

単位:人

	需要量 [a]					供給量 (定員) [b]	過不足 [c] = [b] - [a]				
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
縄手	70	68	66	61	61	38	▲ 32	▲ 30	▲ 28	▲ 23	▲ 23
縄手北	69	67	63	61	61	60	▲ 9	▲ 7	▲ 3	▲ 1	▲ 1
枚岡東	72	72	68	65	62	49	▲ 23	▲ 23	▲ 19	▲ 16	▲ 13
枚岡西	124	123	118	112	111	132	8	9	14	20	21
石切	189	184	175	172	168	134	▲ 55	▲ 50	▲ 41	▲ 38	▲ 34
孔舎衙	76	74	69	66	66	92	16	18	23	26	26
上四条	43	42	39	37	38	38	▲ 5	▲ 4	▲ 1	1	0
縄手東	87	85	83	80	76	76	▲ 11	▲ 9	▲ 7	▲ 4	0
孔舎衙東	78	77	73	70	68	38	▲ 40	▲ 39	▲ 35	▲ 32	▲ 30
石切東	121	118	112	108	107	105	▲ 16	▲ 13	▲ 7	▲ 3	▲ 2
成和	200	198	187	179	172	194	▲ 6	▲ 4	7	15	22
北宮	128	127	121	114	113	118	▲ 10	▲ 9	▲ 3	4	5
弥栄	79	78	75	70	69	80	1	2	5	10	11
玉川	88	86	79	75	75	76	▲ 12	▲ 10	▲ 3	1	1
玉美	74	72	67	65	64	69	▲ 5	▲ 3	2	4	5
英田北	160	158	151	146	142	160	0	2	9	14	18
若江	104	102	98	94	92	114	10	12	16	20	22
花園	43	44	41	38	37	38	▲ 5	▲ 6	▲ 3	0	1
鴻池東	78	77	75	71	70	114	36	37	39	43	44
玉串	93	91	83	81	80	96	3	5	13	15	16
岩田西	108	109	104	99	96	114	6	5	10	15	18
英田南	132	132	122	116	114	116	▲ 16	▲ 16	▲ 6	0	2
加納	135	134	127	122	118	120	▲ 15	▲ 14	▲ 7	▲ 2	2
花園北	43	43	41	38	38	76	33	33	35	38	38
荒川	79	78	72	69	69	69	▲ 10	▲ 9	▲ 3	0	0
長堂	72	71	66	62	62	64	▲ 8	▲ 7	▲ 2	2	2
高井田東	144	142	134	131	126	159	15	17	25	28	33
森河内	104	103	97	93	90	91	▲ 13	▲ 12	▲ 6	▲ 2	1
高井田西	55	54	51	51	50	49	▲ 6	▲ 5	▲ 2	▲ 2	▲ 1
楠根	108	106	99	95	95	95	▲ 13	▲ 11	▲ 4	0	0
意岐部	46	46	42	43	41	66	20	20	24	23	25
小阪	87	84	80	76	78	75	▲ 12	▲ 9	▲ 5	▲ 1	▲ 3
上小阪	106	104	100	95	94	114	8	10	14	19	20
弥刀	58	57	55	52	52	75	17	18	20	23	23
長瀬北	21	21	20	19	19	49	28	28	29	30	30
長瀬東	38	39	38	36	34	38	0	▲ 1	0	2	4
八戸の里	90	88	84	81	79	79	▲ 11	▲ 9	▲ 5	▲ 2	0
長瀬南	54	54	51	48	48	77	23	23	26	29	29
弥刀東	55	54	51	48	49	49	▲ 6	▲ 5	▲ 2	1	0
長瀬西	74	73	72	67	66	76	2	3	4	9	10
楠根東	57	57	53	50	50	90	33	33	37	40	40
柏田	15	15	14	14	14	37	22	22	23	23	23
西堤	124	122	115	111	109	114	▲ 10	▲ 8	▲ 1	3	5
八戸の里東	149	149	140	134	130	130	▲ 19	▲ 19	▲ 10	▲ 4	0
藤戸	76	75	71	69	68	94	18	19	23	25	26
大蓮	55	55	52	49	47	76	21	21	24	27	29
桜橋	90	90	85	84	80	80	▲ 10	▲ 10	▲ 5	▲ 4	0
布施	88	85	79	77	76	76	▲ 12	▲ 9	▲ 3	▲ 1	0
池島学園	130	127	121	114	115	113	▲ 17	▲ 14	▲ 8	▲ 1	▲ 2
くすは縄手南校	109	106	102	99	95	107	▲ 2	1	5	8	12
合計	4,478	4,416	4,181	4,007	3,934	4,389	▲ 89	▲ 27	208	382	455

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

①事業概要

《対象》 保護者が疾病・疲労等、身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった家庭

《事業内容》児童養護施設等において児童を預かります。

《実施場所》児童養護施設（5施設）、乳児院（1施設）

②施策展開の方向性（確保方策）

委託事業者が大阪府より受託している一時保護事業との兼ね合いにより、供給量は厳しい状況が続くと予想されますが、引き続き事業者との調整を行っていきます。また、他市の実施状況を参考に、社会資源の開拓を検討していきます。

■子育て短期支援事業(ショートステイ)の需要量と供給量

単位:人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量[a]	1,040	1,020	1,010	990	970
供給量[b]	500	500	500	500	500
過不足 [c]=[b]-[a]	▲ 540	▲ 520	▲ 510	▲ 490	▲ 470

(5) 地域子育て支援拠点事業

①事業概要

【子育て支援センター】

《対象》 就学前児童とその保護者

《事業内容》公共施設や保育所（園）等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施します。

《実施場所》7施設で実施

【つどいの広場】

《対象》 就学前児童と保護者

《事業内容》主に乳幼児とその保護者が、いつでも気軽に参加できる交流の場を提供します。

《実施場所》18施設で実施

②施策展開の方向性（確保方策）

令和6年度現在、本市には子育て支援センターが7箇所あります。また、子育て支援センターと同様に子育て家庭が交流する場としてつどいの広場があり、18箇所展開しています。

令和7年度から令和11年度にかけて、市域全体では需要量に対して供給量が上回っていますが、整備圏域別の詳細を見ると供給量が需要量を下回っている地域があるため、整備圏域別の拠点機能の充実が課題となっています。

今後は、供給不足となっている地域の提供体制を確保するため、対策を講じていきます。それ以外の地域においては既存の社会資源を活用し、拠点機能の充実を図っていきます。

また、利用者支援事業とも連携し、支援を必要とするニーズに対応できるよう、在宅支援の充実を図っていきます。

■地域子育て支援拠点事業の需要量と供給量

単位：人回（親のみ）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量 [a]	81,193	79,432	78,431	77,394	76,447
供給量 [b]	81,368	81,368	81,368	81,368	81,368
過不足 [c] = [b] - [a]	175	1,936	2,937	3,974	4,921

■第1整備圏域における地域子育て支援拠点事業の需要量と供給量 単位:人回(親のみ)

第1整備圏域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量 [a]	8,949	8,437	8,248	7,987	7,752
供給量 [b]	11,662	11,662	11,662	11,662	11,662
過不足 [c] = [b] - [a]	2,713	3,225	3,414	3,675	3,910

■第2整備圏域における地域子育て支援拠点事業の需要量と供給量 単位:人回(親のみ)

第2整備圏域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量 [a]	11,033	10,573	10,569	10,409	10,263
供給量 [b]	13,962	13,962	13,962	13,962	13,962
過不足 [c] = [b] - [a]	2,929	3,389	3,393	3,553	3,699

■第3整備圏域における地域子育て支援拠点事業の需要量と供給量 単位:人回(親のみ)

第3整備圏域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量 [a]	8,601	8,347	8,297	8,119	7,954
供給量 [b]	9,602	9,602	9,602	9,602	9,602
過不足 [c] = [b] - [a]	1,001	1,255	1,305	1,483	1,648

■第4整備圏域における地域子育て支援拠点事業の需要量と供給量 単位:人回(親のみ)

第4整備圏域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量 [a]	14,962	14,627	14,297	14,050	13,845
供給量 [b]	8,082	8,082	8,082	8,082	8,082
過不足 [c] = [b] - [a]	▲ 6,880	▲ 6,545	▲ 6,215	▲ 5,968	▲ 5,763

■第5整備圏域における地域子育て支援拠点事業の需要量と供給量 単位:人回(親のみ)

第5整備圏域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量 [a]	4,101	4,029	4,117	4,063	4,004
供給量 [b]	6,932	6,932	6,932	6,932	6,932
過不足 [c] = [b] - [a]	2,831	2,903	2,815	2,869	2,928

■第6整備圏域における地域子育て支援拠点事業の需要量と供給量 単位:人回(親のみ)

第6整備圏域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量 [a]	24,082	23,984	23,458	23,304	23,150
供給量 [b]	21,546	21,546	21,546	21,546	21,546
過不足 [c] = [b] - [a]	▲ 2,536	▲ 2,438	▲ 1,912	▲ 1,758	▲ 1,604

■第7整備圏域における地域子育て支援拠点事業の需要量と供給量 単位:人回(親のみ)

第7整備圏域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量 [a]	9,465	9,435	9,445	9,462	9,479
供給量 [b]	9,582	9,582	9,582	9,582	9,582
過不足 [c] = [b] - [a]	117	147	137	120	103

(6) 一時預かり事業

◆幼稚園型

①事業概要

《対象》 認定こども園や幼稚園に通う児童

《事業内容》教育課程に係る教育時間の前後や休業日等に、地域の実態や保護者の要請に応じて、教育活動を実施します。

《実施場所》認定こども園、幼稚園

②施策展開の方向性（確保方策）

ニーズ量に対応した事業の提供体制は整っていますが、働き方の変化から、今後も一定のニーズが見込まれます。

安定した事業の実施とより良いサービスの提供ができるよう、保育士の確保を推進します。

■一時預かり事業(幼稚園型)の需要量と供給量

単位:人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量 [a]	25,354	24,862	24,493	23,999	23,478
供給量 [b]	25,354	24,862	24,493	23,999	23,478
過不足 [c] = [b] - [a]	0	0	0	0	0

◆一般型

①事業概要

【就労型】

《対象》 主に就労している方で、認定こども園や保育所（園）に入所できない子ども

《事業内容》主に就労しているが認定こども園や保育所（園）に入所できない場合や不定期の就労に対応して、保育を実施します。

《実施場所》認定こども園、保育所（園）

【リフレッシュ型】

《対象》 主に在宅で子育てされている方とその子ども

《事業内容》リフレッシュや通院等が目的の一時的な預かりに対応します。

《実施場所》認定こども園、保育所（園）

②施策展開の方向性（確保方策）

一定数の提供体制は整っていますが、需要量のすべてをカバーできる状況にはありません。また、昨今の保育士不足が続く中、利用児童の多様化・低年齢化に伴い、子ども一人一人の状態に応じた丁寧な関わりが求められており、職員体制が十分にとれず、実態としての提供体制については、縮小している傾向があります。

今後は、対応する人材の確保はもちろんですが、新たな整備や新しい事業形態の検討などを行い、保護者の育児負担の軽減を図り安心して子育てができる環境整備を実現できるよう提供体制を整えてまいります。

■一時預かり事業(一般型)の需要量と供給量

単位:人日

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量 [a]		82,462	80,739	79,698	78,463	77,260
供給量 [b]		75,334	75,334	76,054	76,774	80,374
既存分	民間施設	45,474	45,474	46,194	46,914	47,634
	公立施設	29,860	29,860	29,860	29,860	32,740
過不足 [c] = [b] - [a]		▲ 7,128	▲ 5,405	▲ 3,644	▲ 1,689	3,114

(7) 病児保育事業（病児対応型・病後児対応型）

①事業概要

《対象》 保育所(園)・認定こども園・幼稚園等に通所している等保育を必要とする児童
もしくは小学校1年生から3年生までの児童

《事業内容》病気等の「回復期」もしくは「回復期に至らない場合」で集団保育が困難な
場合、児童を預かり、保育や看護を行います。

《実施場所》病児保育室（3箇所）

②施策展開の方向性（確保方策）

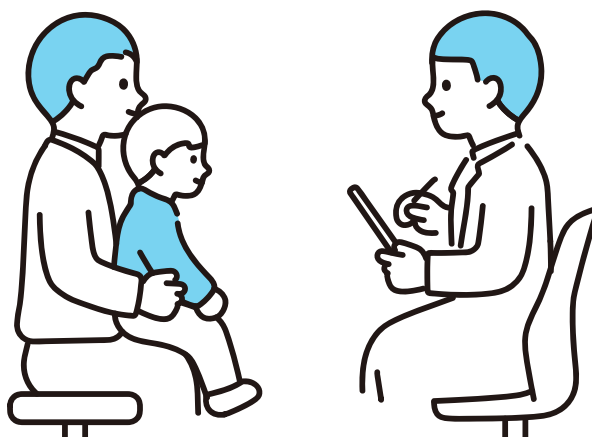
令和4年度に東部地域に新たに1箇所開設しました。ニーズに対して、現在の供給体制で充足できていますが、安定した事業運営と提供体制の維持ができるよう努めていきます。

また、利用者が気軽に利用できるよう情報発信等の広報を充実させていきます。

■病児保育事業の需要量と供給量

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量 [a]	2,170	2,125	2,097	2,062	2,027
供給量 [b]	5,760	5,760	5,760	5,760	5,760
過不足 [c] = [b] - [a]	3,590	3,635	3,663	3,698	3,733



(8) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

①事業概要

《対象》 0歳児～小学生

《事業内容》主に児童の預かりや送迎、育児のリフレッシュ等につき、子育ての援助を受けたい方（依頼会員）からファミリー・サポート・センターへ援助の依頼があり、依頼内容を引き受ける方（援助会員）へつなぐ相互援助ネットワークとして組織されています。

②施策展開の方向性（確保方策）

ニーズに対して、現在の供給体制で充足できていますが、安定した事業運営ができるよう、援助会員の拡充と確保に努め、利用したい人が利用できる体制の整備・充実を推進します。

■ファミリー・サポート・センター事業【低学年】の需要量と供給量

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量 [a]	415	409	399	388	381
供給量 [b]	415	409	399	388	381
過不足 [c] = [b] - [a]	0	0	0	0	0

■ファミリー・サポート・センター事業【高学年】の需要量と供給量

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量 [a]	49	48	47	48	46
供給量 [b]	49	48	47	48	46
過不足 [c] = [b] - [a]	0	0	0	0	0

(9) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

①事業概要

《対象》 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭

《事業内容》各家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等についての助言を行い支援します。

②施策展開の方向性（確保方策）

訪問率の向上に努めるとともに、訪問によって把握した育児支援が必要と考えられるケースには、再度保健師が訪問して適切な支援につなげます。事業実施に必要な人員体制について供給量は確保できています。

■乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の需要量と供給量

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量 [a]	2,980	2,934	2,900	2,867	2,832
供給量 [b]	2,980	2,934	2,900	2,867	2,832
過不足 [c] = [b] - [a]	0	0	0	0	0

(10) 養育支援訪問事業

①事業概要

《対象》 養育支援が特に必要な家庭

《事業内容》保育士、保健師、助産師等が家庭訪問して、保護者の育児、家庭等の養育能力を向上させるための支援（相談、指導、助言その他必要な支援）を行います。

②施策展開の方向性（確保方策）

ニーズに対して、現在の供給体制で充足できていますが、支援が必要な家庭を見落とさないように努めます。

■養育支援訪問事業の需要量と供給量

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量 [a]	60	60	60	60	60
供給量 [b]	60	60	60	60	60
過不足 [c] = [b] - [a]	0	0	0	0	0

(11) 妊婦健診事業

①事業概要

《対象》 妊婦

《事業内容》市町村が必要に応じて妊婦に対し健康診査を行います。妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、必要な回数（14 回程度）の妊婦健診を受けられるよう、公費負担を実施します。

②施策展開の方向性（確保方策）

妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産を迎えられる体制を確保します。医療機関等へ委託して実施することにより、供給量は確保できています。

■妊婦健診事業の需要量と供給量

単位:回

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量 [a]	44,820	44,130	43,610	43,120	42,590
供給量 [b]	44,820	44,130	43,610	43,120	42,590
過不足 [c] = [b] - [a]	0	0	0	0	0

(12) 産後ケア事業

①事業概要

《事業内容》

出産後の心身ともに不安定な時期にある母子を対象に、母親の心身のケアや育児サポートを目的とした事業であり、3 種類のサービス（ショートステイ、デイサービス、訪問型）を用意することで、あらゆるニーズに対応できる環境を整え、安心して子育てができるまちづくりをめざします。

②施策展開の方向性（確保方策）

医療施設等に委託して実施しているが、令和 5 年 4 月 1 日より事業内容を拡充し、所得に関わらず利用料の減免（1 日当たり最大 2,500 円、最大 5 日）を行ったことにより、市民の産後ケア利用が大幅に増加（前年比 1.6 倍）しているため、令和 6 年 4 月 1 日より委託事業者を公募し、市民の利用ニーズにこたえることのできる環境づくりに取り組んでいます。

■産後ケア事業の需要量と供給量

単位:人日

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
需要量 [a]	2,480	2,450	2,410	2,390	2,360
供給量 [b]	2,480	2,450	2,410	2,390	2,360
過不足 [c] = [b] - [a]	0	0	0	0	0

(13) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

月一定時間までの利用枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度」）が創設されました。

こども誰でも通園制度は保育所、幼稚園、認定こども園及び地域型保育事業等に通っていない0歳6ヶ月から満3歳未満の子どもを対象に、令和6年度については試行的事業として一部の市町村で行われており、東大阪市でも令和6年7月より9園で、10月より10園で実施しています。令和8年度より乳児等のための支援給付として本格的に実施されることとなっていますが、計画に定める量の見込みについては、今後の実績や制度の概要等を踏まえ算出していきます。

なお、一時預かり事業が、保護者の就労等の理由から児童を一時的に預かり、必要な保護を行う事業であるのに対し、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、保護者の就労要件は問わず、子どもを中心に、子どもの成長の観点から、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭への支援を強化すること」を目的としています。

(14) 妊婦等包括相談支援事業

①事業概要

＜事業内容＞

妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進をめざします。

具体的には、妊娠届出時に妊婦等へ面談実施、妊娠7か月ごろに「もうすぐママアンケート」の送付、アンケート送付後に希望者に対する面談の実施、妊娠8か月ごろに「もうすぐママ電話」を実施します。また、生後2か月ごろには、(8)乳児家庭全戸訪問事業による訪問等を実施し、ニーズに応じた支援となるよう取り組んでいます。

②施策展開の方向性（確保方策）

はぐくむにおいて、妊婦やその配偶者等に対して、上記の面談等を実施し、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行うことができるよう、面談の実施体制を構築します。

■妊婦等包括相談支援事業の需要量と供給量

単位:回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量 [a]	9,600	9,450	9,330	9,240	9,120
供給量 [b]	9,600	9,450	9,330	9,240	9,120
過不足 [c] = [b] - [a]	0	0	0	0	0

(15) 子育て世帯訪問支援事業

①事業概要

《事業内容》

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みをじっくり聴くとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整えます。

②施策展開の方向性（確保方策）

潜在的なニーズがある現状に鑑み、対象家庭やその支援者への事業の更なる周知とニーズに見合う事業者の確保を進めていきます。

■子育て世帯訪問支援事業の需要量と供給量

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量 [a]	1,850	1,820	1,780	1,740	1,700
供給量 [b]	900	1,150	1,150	1,400	1,400
過不足 [c] = [b] - [a]	▲ 950	▲ 670	▲ 630	▲ 340	▲ 300

(16) 児童育成支援拠点事業

①事業概要

《事業内容》

子育てに不安を抱える家庭や学校以外の居場所を必要とする児童に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況を把握し、関係機関へのつなぎを行う等の支援を包括的に提供します。

②施策展開の方向性（確保方策）

本事業においては、子育てに不安を抱える家庭及び児童、学校以外の居場所を必要とする児童等への包括的支援を提供することとなるが、その支援内容は、多岐に渡ることが想定されるため、既存事業の活用も含め、関係部局と連携し、事業の実施の検討を進めていきます。

■児童育成支援拠点事業の需要量と供給量

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量 [a]	145	141	138	135	132
供給量 [b]	-	-	-	-	-

(17) 親子関係形成支援事業

①事業概要

《事業内容》

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行います。

②施策展開の方向性（確保方策）

発達に課題のある子どもの保護者を対象にしたペアレント・トレーニング及び児童との関わり方の知識や方法を身に付けるための前向き子育てセミナーを実施しています。今後も親子の関係性や児童の関わり方等に不安を抱えている家庭を対象に支援に取り組んでいきます。

■親子関係形成支援事業の需要量と供給量

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量 [a]	72	72	72	72	72
供給量 [b]	72	72	72	72	72
過不足 [c] = [b] - [a]	0	0	0	0	0

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

①事業概要

《事業内容》

保護者の所得等の状況を勘案し、保護者が負担する日用品、文具等、副食費等の実費徴収に係る費用の一部を助成します。

②施策展開の方向性（確保方策）

令和元年10月より開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度に移行していない幼稚園に通う年収360万未満世帯や第3子以降の子どもがいる世帯等に対して、当事業により副食費の支援をしています。

引き続き、国や府の動向に注視して当事業を適切に実施していきます。副食費以外の利用に係る費用の助成については、本市での各種利用者負担の軽減措置の状況等を注視しながら、適切に検討していきます。

(19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

①事業概要

《事業内容》

- (1) 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。
- (2) 特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助するための事業です。

②施策展開の方向性（確保方策）

本市では、就学前児童の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業に関する事業者と連携して事業を推進し、子育て支援サービスの充実をめざしています。

今後の情勢を踏まえ、多様な民間事業者の参画等について、事業のあり方を適切に検討することとします。

また、本市では、令和元年度より特別な支援が必要な子どもを受け入れている認定こども園に対し、助成を開始しています。

引き続き助成することで、一人一人の状態に応じた適切な就学前の教育・保育の機会の拡大を図ります。

4 就学前の教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

(1) 就学前の教育・保育の一体的な提供に向けての質の向上

幼児期における質の高い教育・保育の提供

これまで、平成 27 年度からの子ども・子育て支援新制度施行以降、教育・保育の一体的な提供の推進に向けて、幼保連携型認定こども園の整備や小規模保育施設の整備を進め、保育の受け皿確保に努めてきました。また、企業主導型保育事業（※令和 4 年度以降は新規施設なし）が導入されたことから、認可外保育施設の数も伸びました。

本市では、巡回支援事業による施設の支援や認可・認可外保育施設の職員向けの研修等の実施を通じ、質の高い保育や子育て支援、保護者支援等に努めてきました。今後もより一層教育・保育の質の向上に向けて、取り組んでまいります。

「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が改訂されたことにより、就学前教育・保育施設においては、3 歳児以上の幼児教育の共通化が図られ、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」（※幼児の自発的な活動としての遊びを通して育っていく姿であり、到達すべき目標ではなく、個別に取り出されて指導するものでもない）が明確化されました。幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の教職員が持つ 5 歳児修了時の姿が共有化されることにより、小学校教育との接続の一層の強化が図られることが期待されています。また、幼児期は、今後の生活や学びの基礎となる時期であり、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期です。幼児期の教育の質の向上や小学校教育との接続強化に関しては、設置者や施設類型を問わず、公立と私立が（公・民が）一体となって進めていけるよう、努めてまいります。

さらに、増加する外国籍の子どもや特別な支援を必要とする子どもへの配慮も含め、保護者のさまざまな教育・保育のニーズを実現するために、子ども一人一人の成長や発達に即した丁寧な教育・保育の提供に努め、子どものすこやかな発達を保障することをめざします。

今後、本市の教育・保育の質の向上に向けて、巡回支援事業や研修、幼児教育アドバイザーの活用を行うとともに、さらなる学校園等の連携強化に努めていきます。

●就学前の教育・保育の質の向上と質の保障に向けた取組

主な事業	概要
巡回支援事業	巡回保育士による施設のフォロー等を通して、保護者が安心して子どもを預けることができる環境を整備します。
認可保育施設の職員向け研修	認定こども園・保育所・小規模保育施設において、保育に従事する職員の資質の向上を図るための研修を実施します。
認可外保育施設の職員向け研修	認可外保育施設において、保育に従事する職員の資質の向上を図るための研修を実施します。
市内就学前教育・保育施設対象の教職員合同研修	幼児一人一人の教育的ニーズを踏まえた指導・支援に向けて幼児理解を深め、幼児教育施設が一体となって保育・教育に係る課題への適切な対応等、資質の向上を図ることを目的とした研修を実施します。
子育て支援員現任・フォローアップ研修	子育て支援員研修を修了し、各事業に従事している者等を対象に、実践を通じて生じた課題の解決を図る等、資質の向上を図ることを目的とした研修を実施します。

主な事業	概要
幼児教育 アドバイザーの 育成と活用	認定取得者の育成システムを検討します。また、幼児教育の質の向上や幼稚園・保育所・認定こども園・小学校の接続等の取組を推進するため、幼児教育アドバイザーの必要性・重要性を発信し、幼児教育アドバイザー認定の取得に向けて、研修への参加を促します。 市内の就学前教育施設等の巡回や、教育内容や指導方法、環境の改善等について園内研修を通しての助言など、効果的な活用方法を検討します。
学校園等の 連携強化	学びや生活の基盤をつくる就学前教育・保育と学校教育との滑らかな接続がさらに求められていることから、就学前教育・保育からの「学びと育ちの連続性」を意識した学校園間の取組の情報収集や情報発信のあり方を検討し、さらなる学校園等の連携強化を図ります。

●安全で快適な教育・保育環境の確保

主な事業	概要
教育・保育 施設の老朽化対策	老朽化による修繕が必要な施設等に対して、安全かつ快適な環境を提供するため、計画的に良質な教育・保育環境を整備します。

(2) 保育人材の確保

待機児童の解消や各種サービスの質の向上については、保育人材の確保が喫緊の課題となっており、人材の確保や育成に向けた取組が重要となります。保育士資格・幼稚園教諭免許等を有する市民や、保育事業等に就職を希望する方に対して積極的に就業支援し、保育人材の確保に努めます。また、資格や免許を持たない方に対しても、取得のための支援を通して、保育人材の育成を行います。

●人材確保に向けた取組

主な事業	概要
人材マッチング事業	潜在保育士や保育士課程・幼稚園課程を卒業予定の学生等を対象に、市内認定こども園、保育所、小規模保育施設への就労につながるよう、就職説明会を実施します。
東大阪市保育体制強化事業	民間保育所等に対し、清掃等保育の周辺業務を行う保育支援者を配置した費用の一部を補助することで、保育士の負担軽減を図ります。
東大阪市保育士宿舎借り上げ支援事業	民間保育所等に対し、採用後一定年数以内の保育士のために宿舎借上げ支援を行う際、その費用の一部を補助することで、保育士の確保を図ります。
東大阪市保育補助者雇上強化事業	民間保育所等に対し、保育士の補助を行う保育補助者を雇い上げた費用の一部を補助することで、保育士の負担軽減を図ります。
東大阪市運営費補助事業	民間保育所等が市算定保育士等配置基準を超えて保育士等（最大2人分）を雇い上げた費用の一部を補助する「保育特別対策費補助」と、保育士等の処遇改善を行うために給与に上乗せして手当を支給した費用の一部を補助する「人件費加算手当補助」の2種類の補助を行うことで、保育人材の確保を図ります。

●新たな資格・免許の取得、保育人材の育成

主な事業	概要
保育士資格・幼稚園教諭免許取得支援事業	保育士資格または幼稚園教諭免許の取得のため、指定保育士養成施設または大学において必要な教科目・単位を取得するための受講料について、対象施設の職員に対し補助を行います。
子育て支援員研修	保育の多様な担い手確保を目的として、認定こども園、保育所（園）等で保育士に代わって働くことができる子育て支援員を養成するための研修を実施します。

5 その他に重点を置く施策について

(1) 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保

子育て世帯への経済的支援の充実

幼児教育・保育の無償化に伴う子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保と、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、給付方法を検討します。

また、各種利用施設に対して制度の説明を行い、理解を求めるとともに、保護者の利便性や過誤請求防止等を考慮しながら、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。

(2) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

妊娠期からの切れ目のない支援

●子育て世代への包括的な支援の充実

令和元年度に、子育て世代包括支援センター「はぐくむ」(以下、「はぐくむ」という。)を保健センター・福祉事務所に開設しました。

また、令和5年3月より、伴走型相談支援事業(みんなではぐくむ)として、これまでも行ってきた妊娠期から子育て期にわたって、妊娠・出産・産後・育児それぞれの段階での不安や悩みへの対応や、保健師や子育てサポーターによる相談や各種支援事業等の情報提供、手続等の紹介等に合わせて、妊娠7か月ごろの妊婦へ「もうすぐママアンケート」の送付を行うなど、すべての妊婦が安心して出産・子育てができるよう寄り添いながら支援を行っています。

また、出産後の心身共に不安定な時期にある母子を対象として産後ケア事業を実施し、母親の心身のケアや育児サポートを行うことで、安心して子育てができるまちづくりをめざして取り組んでいます。

今後も、保健師等と子育てサポーターが連携し、より一体的な支援を行います。

●すべての子どもが健やかに育つ未来へ向けた「プレコンセプションケア」の推進

成育基本法に定める基本理念に則った「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」を踏まえ、プレコンセプションケアを推進していきます。

不妊や予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠期・出産・産後の健康管理に係る支援を行うため、将来の妊娠を考えながら男女ともに自分たちの生活や健康に向き合えるよう促すプレコンセプションケアの推進により、早い段階から正しい知識を得て健康的な生活を送ることができ、将来の不妊のリスクを減らすとともに、将来の健やかな妊娠や出産につながり、未来の子どもの健康の可能性を広げます。妊婦健診事業や産後ケア事業とともに推進することで、すべての子どもが健やかに育つ環境づくりをめざします。

●医療の必要な子どもや発達課題のある子どもの子育て支援

疾患や障害により医療の必要な子どもや発達に課題のある子どもの子育てには、さまざまな機関の支援や専門的な知識や工夫が必要です。保健センターの保健師は家庭訪問等で保護者の思いに傾聴し、医療機関等の専門機関と連携しながら切れ目のない子育て支援を行います。

（３）地域の子育て家庭に寄り添う支援の充実

本市では子育て中の親子が集える場所（つどいの広場、幼稚園・保育所（園）の園庭開放等）の充実や子育て支援センターの開設、乳児家庭全戸訪問事業の実施、子育て相談の実施等を通じて地域の子育て支援のネットワークを拡充してきました。しかし、社会情勢の変化の中で、子育て家庭の孤立感・負担感が高まっています。中でも、未就園児の家庭等、在宅で子育てをしている場合には、少子化・核家族化等の影響もあって悩みを抱え込んだまま問題を深めていく傾向が見受けられます。このような在宅で子育てをしている家庭の子育て不安の解消を含めて、親の子育て力を支えるために、子育て家庭が子どもの成長を喜び、安心してその楽しさを実感できるような支援が必要です。そのため、親子が集まる場に子育てサポーターが出張して相談を受けるなど、支援する側の働きかけに力を入れ、家庭に寄り添う支援を充実させてきました。今後は、日常的に地域のさまざまな関係機関や子育て支援団体等とネットワークを構築し、状況に応じて、不足している社会資源の開発に注力していきます。

すべての子どもは、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利があります。そのような中、子どもの身体的・精神的な発達に深刻な影響を与える児童虐待は、さまざまな主体が連携し、社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

引き続き、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関と連携を図り、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に向けて取り組む必要があります。

また、配偶者からの暴力（DV）と児童虐待との関連性が高いことなどから、DVに関する相談支援の充実や連携した取組の推進を図ることが重要となります。

①身近な場所での情報提供・相談機能の充実

子育て家庭に身近で必要な情報を適切に提供するために、市政だよりや市ウェブサイト、子育て情報のパンフレット等による情報の充実を図るとともに、数ある情報の中で子育て家庭が必要な情報を必要な時に見つけやすくなるよう子育て応援アプリの配信を行っています。より効率的、効果的な情報発信のあり方を今後も検討していきます。相談に関しては、本庁子どもすこやか部、福祉事務所、保健センター、子育て支援センター、保育所（園）、幼稚園等で子育て等に関する相談を受けるなど、相談の場や機会の充実を図ります。

地域ぐるみで子育て家庭を見守り、必要な支援へとつなげていく新たな機能として、利用者支援事業を実施してきました。今後は、保健師等と子育てサポーター、その他関係機関が連携し、切れ目のない一体的な支援を充実させていきます。

②アウトリーチ（訪問）型の支援の充実

障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、地域で孤立しがちな家庭が公的な支援や地域での取組とつながり、必要な子育て支援を上手く活用できるように、職員への事前研修などを前提として家庭支援推進保育所事業、新生児家庭訪問指導事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援家庭訪問事業、出前型の相談サービスを充実します。

(4) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援について

①児童虐待防止対策の強化

●こども家庭センターの設置

本市に住むすべての子どもとその家庭の相談に対応し、必要な支援につなぐとともに、児童虐待の未然防止、発生した場合の早期発見・支援のための取組を進めていくため、子ども支援の専門性を持った組織として、「子ども家庭総合支援拠点」を令和2年4月に市役所本庁舎7階に設置しました。要保護児童対策地域協議会を中心に、子育て世代包括支援センター「はぐくむ」や大阪府の児童相談所である「子ども家庭センター」、地域の関係機関等と有機的な地域ネットワークを構築し、地域全体で適切な支援を充実させます。

また令和4年の改正児童福祉法により、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の機能・組織を一体化したこども家庭センターの設置に努めることとなりました。本市においても、すべての妊産婦・子育て世帯・子どもの切れ目のない、包括的な相談支援を行っていくためにこども家庭センターの設置をめざします。

●要保護児童対策地域協議会による関係機関との連携強化

要保護児童対策地域協議会において、大阪府、本市の関係課、認定こども園、幼稚園、保育所（園）、学校、民生委員児童委員等の連携を強化し、個別ケース検討会議等で情報共有や役割分担をすることで、児童虐待等の未然防止、早期発見と適切な支援を図ります。

●乳幼児健診・家庭訪問等を通じた児童虐待の早期発見と早期支援

虐待は表面化しにくいことから、乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業等を活用し、子どもの発育の確認だけにとどまらず、親子関係の確認や養育に関する相談を実施し、育児支援及び児童虐待の未然防止、早期発見につなげます。

こうした中で、養育環境や子どもとの関わりで、より丁寧な支援や見守りが必要と思われるケースについては、定期的に母子保健・児童虐待関係各所で情報共有・役割分担を行い、養育支援訪問事業の実施や家庭児童相談員につなげ、早期の支援を実施します。

●育児不安の緩和や育児負担の軽減を図るための子育て支援の充実

育児中の孤立防止、精神的・経済的な不安感や負担感の軽減・解消に向けて、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点等の各種事業の充実を推進し、安心して子育てができるよう支援するとともに、子どものすこやかな育ちを促進させます。

●ヤングケアラー支援への取組

本来大人が担うと想定されるような家事や幼いきょうだいの世話など年齢や成長度合いに見合わない重い責任を担っているヤングケアラーの負担を軽減し、周りの大人たちの理解を深め、社会全体で見守り、支援していく取組を進めていきます。

●新たな子ども家庭相談・支援体制の構築

ここまでに記載された課題や取組の方向性を踏まえ、すべての子どもの権利を尊重・実現し、「子どもたちが安心して夢や希望をもって成長できるまち」「みんなで子どもたちを育むまち」「児童虐待のないまち」を実現するため、新たな子ども家庭相談・支援体制を構築することをめざし、その核となる子ども家庭の相談支援機関として先述したこども家庭センターの設置に加え、児童相談所の設置に取り組みます。

令和9年4月までを目標に、こども家庭センターとしての一体的組織の設置と求められる機能のスタートをめざし、その後、保健センター等に置く拠点が地域における最前線としての役割を担いながら、児童相談所の開設に合わせて、（仮称）こどもセンター・図書館複合施設にこども家庭センターの要となる部分を移転し、児童相談所との一体的運営を行うとともに、さまざまな関係機関、地域における資源とのネットワークを活かして新たな子ども家庭相談支援体制の構築を進めていきます。

児童相談所の設置に向けては、令和4年3月に児童相談所機能を加えた本市の児童福祉行政の方向性を定めた「新たな児童福祉行政の基本方針」を策定しました。本項目冒頭に掲げた3つの「まち」は同基本方針に定めた「めざすまちの姿」すなわち基本理念です。

児童相談所及びこども家庭センターは、この基本理念の実現に向けて、子どもと家庭を確実にサポートし、子どもと家庭に関わるさまざまな地域の活動や資源とのネットワークの要となって、子どもの権利を尊重・実現し、その成長と幸せを支える拠点としての役割を果たします。

あわせて、一人一人への相談支援からわかる課題を子育て支援などの施策にフィードバックする相談と施策の一体サイクルを実現し、本市の実情に即した連続的で切れ目のない支援体制の構築をめざします。

●児童相談所の設置

本市では、これまで、児童虐待の防止をはじめ、子育て支援策や教育・保育施設を通じた支援など、子どもと家庭に係る施策に取り組んできました。一方、本市の虐待相談対応件数は全国的な傾向と同様増加傾向にあり、相談対応の体制の強化とともに、未然に児童虐待を防ぐ取組の強化が求められています。

そこで、一般的な子育て相談から重度の児童虐待の相談まで、子ども・子育てに係るあらゆる業務を市民にとって最も身近な市で担い、本市の子どもの置かれている状況や課題を包括的に把握し、本市の実情に応じて虐待の予防に資する施策をはじめとした子どもに係る施策に反映させるため、児童相談所の設置をめざすこととし、開設に向けた取組を進めています。

また、児童相談所の施設については、児童相談所機能、こども家庭センター機能を核に、子育て支援機能など子どもと家庭のサポートに関わる幅広い機能を併せ持つ複合施設として整備します。



②障害児施策の充実

●障害の原因となる疾病及び事故の予防、早期発見・療育の推進

訪問事業や乳幼児健診の機会を通して、発育や日頃の様子等を確認し、支援が必要な子どもの早期発見に取り組みます。

また、早期療養が必要な子どもとその保護者には、発達段階に応じたサービスの利用につなげ、安心して子育てができるよう支援します。

発達に課題を抱える子どもへの早期療育、子育てに不安や悩みを抱える保護者への支援を目的に、市として個別支援に配慮した療育教室を開催するなど、子どもの心身のすこやかな育成を図るために、多様化する利用者のニーズに合わせた支援を行います。

●医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築

本市において設置した「東大阪市医療的ケア児支援会議」では、実態の把握や情報の共有を行うとともに、小・中学校や認定こども園、幼稚園、保育所（園）等での医療的ケア児の支援のあり方や関係機関との連携づくりについて検討しています。

令和6年度より医療的ケア児やその家族が必要とする保健、医療、福祉、教育等の多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげる役割を担う医療的ケア児等コーディネーターを配置いたしました。

医療的ケア児及びその家族が、その心身の状況に応じた適切な支援を受けることができるよう、支援ニーズとサービスをコーディネートすることにより、地域において安心して生活できるように支援します。

また、日常的に医療的ケアを必要とする児童につきましては、身近にある地域の保育施設を利用できるよう、体制づくりを進めてまいります。

●乳幼児期からの教育・保育相談や就学相談の実施

言葉や社会性の発達、学習上の困難等を抱える子どもの発達に不安を感じている保護者に対し、専門の相談員等による相談や本人及び家族の継続的なカウンセリング、相談・支援を行います。

また、認定こども園、幼稚園、保育所（園）等において、集団での関わりを通して、子どもの発達・成長を促すとともに、各施設を巡回し、在籍する子どもの発達相談や職員の相談を行います。

●特定教育・保育施設への受け入れの推進

障害のある児童の自立と社会参加を進めるため、障害の有無に関わらず子どもがともに過ごす場を確保し、特別支援教育・保育の充実に取り組みます。

●障害児者支援センター「レピラ」による障害児支援の提供

平成29年に開設した市立障害児者支援センター「レピラ」では、障害児者のライフステージに応じて一貫したサービスの提供、支援を行う拠点として、通園・診療・相談などの事業を一体的に実施しています。障害児の地域社会への参加・インクルージョンに向けて、中核的な役割を果たすため、機能の充実に努めます。また発達障害の療育拠点としての機能の強化や、地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズなど、地域全体の支援の質の向上を図ります。

③ひとり親等自立支援の充実

●就業の支援

ひとり親等の家庭が自立し、安定した生活を営むことができるよう、家庭や個人の状況に応じた就業相談や職業能力向上のセミナー、就業訓練の実施、学び直しの支援等、総合的な就業支援体制の整備を図ります。

●子育てや生活面の支援

子どもが安心できる居場所づくりと、ひとり親の悩みごと等を気軽に相談できる場の充実を図り、心身ともにすこやかに成長できる支援を推進します。

●養育費の確保及び面会交流に関する取組等の促進

子どもがすこやかに成長するために必要な養育費が確保されるよう、その取り決めや履行の確保に向けた相談支援を実施します。

●経済的な支援

ひとり親家庭等に対する経済的支援策として、児童扶養手当の支給、ひとり親家庭医療費の助成、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付等、経済的な支援を行います。

●総合的な相談機能や情報提供の充実

ひとり親家庭の親子が安定した生活を営み、将来設計ができるよう、母子・父子自立支援員が中心となって、一人一人の気持ちや状況に配慮した相談支援を実施するとともに、担当課や母子福祉推進委員、民生委員・児童委員、母子寡婦福祉団体等の関係団体・機関が連携・協力し、各種支援に取り組みます。

また、さまざまな媒体を通して情報提供をすることで、支援策の周知を推進します。

④子どもの健全育成

●教育の支援

経済的な事情等により、子どもが就学や進学を諦めることなく、すべての子どもたちに等しく教育の機会が開かれるよう、就学助成制度や就学金制度、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付等の周知を図り、支援が必要な家庭に対して活用を促します。

●生活の支援

子どもが社会的に孤立することがないように、地域のボランティア、事業所等と協力し、「食の提供を伴う子どもの居場所づくり支援事業（子ども食堂）」や「学習を伴う子どもの居場所づくり支援事業（学習支援事業）」等を通じて、地域の子どもの居場所づくりを行います。そして、子どもの発想や想いが大切にされ、すべての子どもにとって居心地の良い居場所となるよう、居場所づくりのあり方についての検討を進めます。

さまざまな生活上の困難を抱える家庭に対し、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度等を活用し、生活の基盤づくりを支援し、自立した生活を営むことができるよう支援します。また、安心して相談できる環境づくりに努め、関係機関で連携し、相談支援の充実を図ります。

●保護者に対する就労の支援

主にひとり親家庭や生活困窮世帯の保護者が、より良い所得水準で就労することができるよう、就労の際に有利になる資格取得等の支援やキャリアカウンセリング、企業・人材交流等の就労支援を実施します。

●経済的支援

子どもの学び、生活を安定させるための下支えとして、各種手当や医療費の助成等を通して経済的支援を図り、家庭の状況に応じて子どもの未来が左右されることのないよう支援します。

(5) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために 必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、東大阪市男女共同参画推進計画に基づき、必要な雇用環境の整備等について、周知・啓発を行います。

①ワーク・ライフ・バランスと雇用環境の充実

●仕事と子育ての両立支援

育児・介護休業制度を周知・啓発することで、育児休業や介護休業を取りやすい環境をつくり、仕事と子育ての両立支援を促します。

②男性の育児への参加促進

●男性向けの家事・育児等に関する学びの場の提供

男性に対して、家事・育児等へ参画することの重要性を啓発するとともに、それらに関する講座やセミナーを開催し、男性の育児等への参加を促進します。

